

教育長室

議案第89号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

扶養する子どもが2人以上の世帯（以下「多子世帯」といいます。）においては、子育てや教育に掛かる費用の負担が大きいことなどを踏まえ、経済状況にかかわらず子どもが大学等に進学することができるよう、多子世帯を対象に給付型奨学金制度による支援を拡充します。

また、貸付型奨学金をより利用しやすい制度とするよう返還免除の要件を見直すため、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

1 改正内容

(1) 多子世帯に対する給付型奨学金の給付対象及び給付額の拡充

- ・ 奨学金の給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
- ・ 世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対して、国が行う非課税世帯の学生への授業料等減免及び給付型奨学金を合わせた全額支援と同額の給付となるよう給付額を拡大します。
- ・ 私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する奨学生に対する給付額の上乗せについて、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
- ・ 入学に際して必要とする資金について、世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対する給付額を拡大するとともに、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。

(2) 貸付型奨学金の返還免除要件の見直し

- ・ 国家資格を取得し、その資格を要する業務に従事する場合について、従事年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に、従事場所の範囲を区内から都内に変更します。
- ・ 免除を受けられる対象者に、都内の学校（幼稚園を含みます。）又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上ある者を追加します。
- ・ 区内の中小企業者で勤務する場合について、勤務年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に変更します。

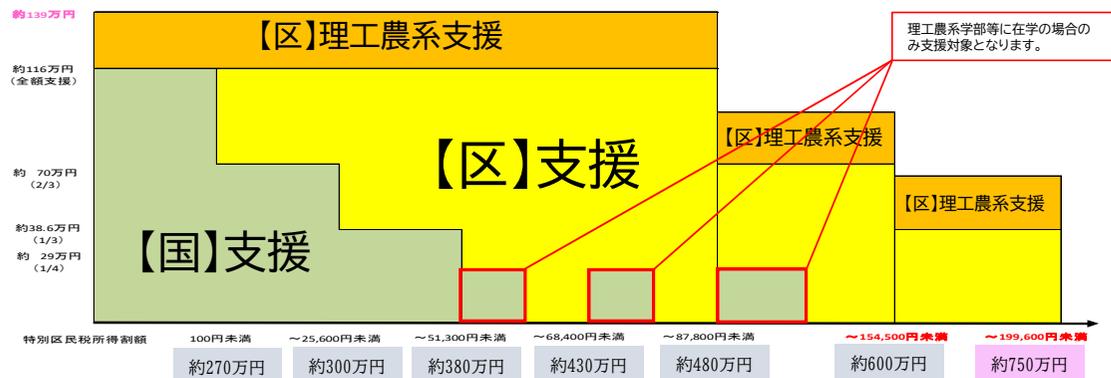
2 施行期日

令和7年4月1日

3 その他

本条例改正に合わせて、給付型奨学金の給付対象とならない世帯の子どもの学びを支援するため、貸付型奨学金の対象となる世帯の所得制限の撤廃を行う予定です。

●扶養する子どもが1人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



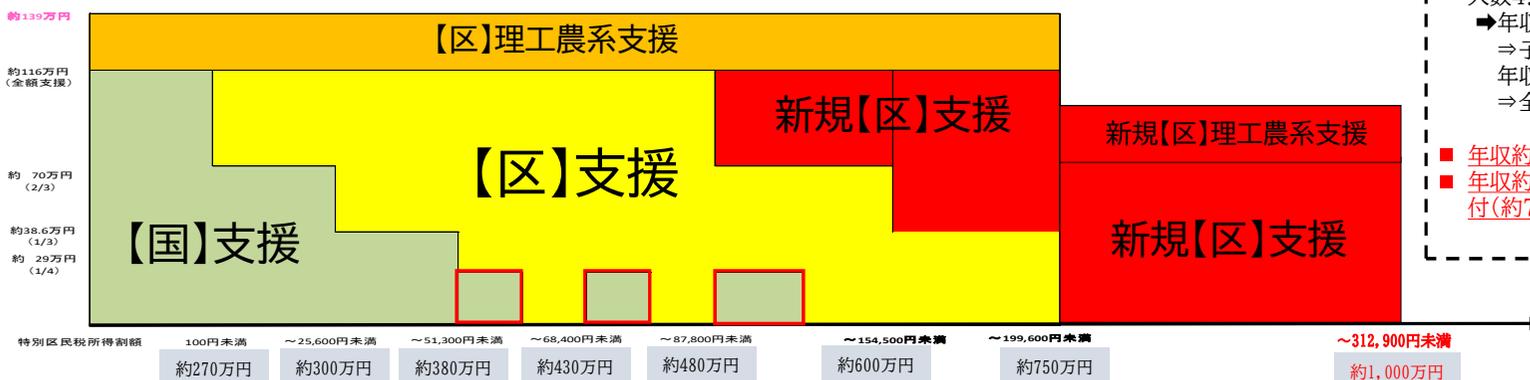
令和6年12月2日 資料No.1-2
区民文教常任委員会

【見直しの考え方】
(参考)「都民のくらしむき」東京都生計分析調査報告

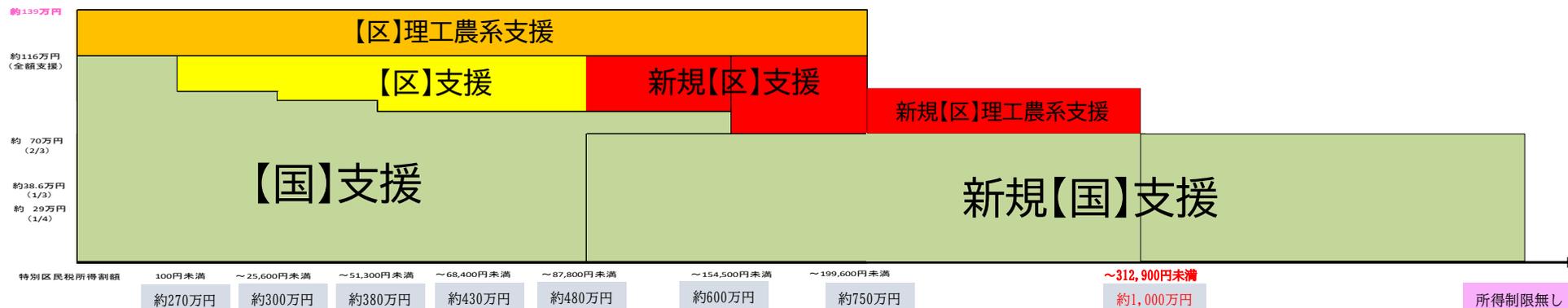
- (1)世帯人数3.27人における毎月の実支出は約484,000円(教育費を除く)
→1人あたり、約148,000円
- (2)年収別における世帯の毎月の黒字額
年収約600万～800万円:約147,000円
年収約800万～1,000万円:約201,000円
- (3)世帯人数が1人増えた場合(子ども2人の4人家族を想定)の毎月の実支出の増加分
→約148,000円
- (4)(3)の子どもが2人いる場合の世帯の黒字額について(世帯人数4.27人)
→年収約600万～800万円:△1,000円(年額△12,000円)
⇒子どもが1人増えることにより、教育費の捻出が難しい。
年収約800万～1,000万円:53,000円(年額636,000円)
⇒全額支援(116万円)と比較すると524,000円不足。

- 年収約750万円までの既存の給付対象については10/10給付
- 年収約750万円～1,000万円の世帯については全額の2/3給付(約77万円)

●扶養する子どもが2人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



●扶養する子どもが3人以上の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



港区奨学資金に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一 奨学生の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)が、貸付け又は給付の日の六月前から引き続き区内に住所を有していること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(奨学金の貸付額及び貸付期間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の自宅通学とは、貸付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、大学等に通学することをいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(奨学金の給付額及び給付期間)</p> <p>第三条の二 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、</p>	<p>(前略)</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一 奨学生の生計を維持する者が、貸付け又は給付の日の六月前から引き続き区内に住所を有していること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(奨学金の貸付額及び貸付期間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の自宅通学とは、貸付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、大学等に通学することをいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(奨学金の給付額及び給付期間)</p> <p>第三条の二 奨学金の給付額は、別表第一のとおりとする。ただし、</p>

当該各号に定める表のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給又は法第八条第一項の規定による授業料の減免（以下この項において「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 別表第一

二 多子世帯（生計維持者の扶養親族（当年度分（四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村民税に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、当該区市町村民税の所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）の数が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。）における生計維持者の扶養親族である者 別表第二

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給又は法第八条第一項の規定による授業料の減免（以下この項において「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額（所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、地方税法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯又は十九万九千六百円以上三十一万二千九百円未満の多子世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一 〇八（略）

3 区長は、前二項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおり給付することができる。ただし、法第八条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

一 第一項第一号に掲げる者 別表第三
二 第一項第二号に掲げる者 別表第四

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分（四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一 〇八（略）

3 区長は、前二項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、別表第二のとおり給付することができる。ただし、法第八条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

4 (略)

(中略)

(奨学金の返還免除)

第九条 (略)

2 前項に定める場合のほか、貸付奨学生であつた者(大学等を卒業し、又は修了した者に限る。)であつて奨学金の返還を怠つたことがないものが次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、区長は、申請により、貸し付けた奨学金(返還期限が到来していないものに限る。)の全部の返還を免除することができる。

一 区規則で定める国家資格を取得し、都内の事務所又は事業所で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して四年以上であること。

二 区内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)の区内の事務所又は事業所で勤務した期間が通算して四年以上であること。

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二

4 (略)

(中略)

(奨学金の返還免除)

第九条 (略)

2 前項に定める場合のほか、貸付奨学生であつた者(大学等を卒業し、又は修了した者に限る。)が次に掲げる要件を全て満たす場合は、区長は、申請により、貸し付けた奨学金(返還期限が到来していないものに限る。)の全部の返還を免除することができる。

一 区規則で定める国家資格を取得し、区内の事務所若しくは事業所で当該国家資格を要する業務に従事した期間が通算して五年以上であること又は区内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)の区内の事務所若しくは事業所で勤務した期間が通算して五年以上であること。

二 奨学金の返還を怠つたことがないこと。

項に規定する普通免許状を取得し、都内の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）で教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。）として業務に従事した期間が通算して四年以上であること。

（中略）

別表第一（別紙のとおり）

別表第二（別紙のとおり）

別表第三（略）

別表第四（別紙のとおり）

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（準備行為）

2 この条例による改正後の港区奨学資金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第三条の二の規定に新たに該当することとな

（中略）

別表第一（別紙のとおり）

別表第二（略）

る者からの同条例第四条の規定による申請は、この条例の施行の日
(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3| 改正後の条例第九条第二項の規定は、港区奨学資金に関する条例
の一部を改正する条例(令和二年港区条例第三十八号)付則第二項
の規定にかかわらず、施行日前に貸し付けた奨学資金について適用
する。

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額（月額）			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が0円以 上87,800円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が87,800 円以上154,500円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が154,500 円以上199,600円 未満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円	

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第1 奨学金の給付額 (第3条の2関係)

区 分		給付額 (月額)			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が0円以 上87,800円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が87,800 円以上154,500円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が154,500 円以上199,600円 未満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	73,900円	49,200円	24,600円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	111,400円	74,200円	37,100円
		私立 (自宅通学)	96,700円	64,400円	32,200円
		私立 (自宅通学以外)	134,200円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立 (自宅通学)	51,600円	34,300円	17,200円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	89,100円	59,300円	29,700円
		私立 (自宅通学)	68,300円	45,500円	22,700円
		私立 (自宅通学以外)	105,800円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	61,700円	41,100円	20,600円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	99,200円	66,100円	33,100円
		私立 (自宅通学)	90,000円	60,000円	30,000円
		私立 (自宅通学以外)	127,500円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立 (自宅通学)	45,500円	30,300円	15,200円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	83,000円	55,300円	27,700円
		私立 (自宅通学)	68,300円	45,500円	22,700円
		私立 (自宅通学以外)	105,800円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立 (自宅通学)	37,100円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立 (自宅通学以外)	53,800円	35,900円	18,000円	
	私立 (自宅通学)	85,100円	56,700円	28,400円	
	私立 (自宅通学以外)	101,700円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立 (自宅通学)	43,100円	28,700円	14,400円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	80,600円	53,700円	26,900円
		私立 (自宅通学)	87,500円	58,300円	29,100円
		私立 (自宅通学以外)	125,000円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立 (自宅通学)	36,200円	24,100円	12,100円
		国立及び公立 (自宅通学以外)	73,700円	49,100円	24,600円
		私立 (自宅通学)	70,800円	47,200円	23,600円
		私立 (自宅通学以外)	108,300円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円	

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額（月額）		
		D区分	E区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯	
大 学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
高等専門学校	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	
専修学校	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第4 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額		
		D区分	E区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯	
大 学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000円	188,000円
		私立	260,000円	173,300円
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	94,000円
		私立	140,000円	93,300円
短 期 大 学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	169,200円	112,800円
		私立	250,000円	166,600円
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	56,400円
		私立	170,000円	113,300円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立	84,600円	56,400円	
	私立	130,000円	86,600円	
専 修 学 校	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	70,000円	46,600円
		私立	160,000円	106,600円
	夜間学科	国立及び公立	35,000円	23,300円
		私立	140,000円	93,300円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0円	0円	